

## 「働き方改革」関連法案の国会提出見送りを求める意見書

今国会に上程が見込まれている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」、いわゆる「働き方改革」関連法案は8本の労働関連法改正案である。

第1次安倍内閣で断念したホワイトカラー・エグゼンプション制度の名称を「高度プロフェッショナル制度」と呼びかえてはいるものの、高度専門職について、労働時間、休憩などを適用外にし、労働時間の管理を企業が行わず、また残業代も支払わないなど「残業代ゼロ制度」と言えるもので、その本質は変わるものではない。

雇用対策法の改正では、国の雇用施策として「生産性の向上」の名のもとに労働時間の延長などが追加され、労働強化につながりかねない。

さらには現在行われている、衆議院予算委員会において裁量労働制の対象拡大にかかわる審議の中で、「一般の労働者より裁量労働制で働く人のほうが労働時間が短い」という主張の根拠となるべき厚生労働省のデータに誤り、矛盾が発覚した。

安倍政権はデータ捏造やずさんな調査への国民の怒りの高まりの中、裁量労働制拡大を「働き方改革」関連法案から切り離す事態に追い込まれた。しかし、法案自体を国会提出する構えは崩していない。法案の深刻な中身は裁量労働制拡大にとどまらない。「働き方改革」関連法案はさきに述べたように、決して働く人々の立場に立ったものとは言いがたく、働く人の健康と命を危険にさらすものである。

過労死、過労自殺が社会問題化する中で、このような法律の成立は決して許されるものではないと考える。

よって、本市議会は、政府に対し、「働き方改革」関連法案の国会への提出見送りを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年3月27日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重